

〈文部科学省〉
「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等
に関する総合的なガイドライン」

別冊資料②

部活動の地域展開等に関する参考資料

部活動改革に関する新たなガイドラインの策定までの経緯

- 令和6年8月～
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」における議論
- 令和6年12月18日 実行会議の中間とりまとめを公表
- 令和6年12月18日
～令和7年1月31日 関係団体への書面ヒアリング
- 令和7年5月16日 実行会議の最終とりまとめを公表
- 令和7年6月～
「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」における議論
- 令和7年10月30日 新たなガイドラインの骨子を公表
- 令和7年10月30日～11月13日 新たなガイドラインに関する意見募集を実施
- 令和7年12月22日 新たなガイドラインの本文を公表

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 委員名簿

◎座長 ○座長代理

- | | | | |
|--------|--|--------|--|
| 青海 正 | 東京都大田区立志茂田中学校校長、全日本中学校長会会長、
公益財団法人日本中学校体育連盟会長 | 須黒 清華 | フリーアナウンサー |
| 石津谷 治法 | 一般社団法人全日本吹奏楽連盟理事長 | 高橋 善之 | 秋田県大館市教育委員会教育長（～令和7年3月31日） |
| 市川 裕二 | 東京都立立川学園統括校長、全国特別支援学校校長会副会長、
全国特別支援学校文化連盟会長 | 長岐 公二 | 秋田県大館市教育委員会教育長（令和7年4月1日～） |
| 伊藤 定勉 | 滋賀県犬上郡豊郷町長、全国町村会理事 | 富所 浩介 | 読売新聞東京本社論説副委員長 |
| 上村 一郎 | 香川県東かがわ市長 | ○友添 秀則 | 環太平洋大学体育学部教授 |
| 太田 敬介 | 公益社団法人日本 PTA 全国協議会会長 | 野口 由美子 | 全国中学校文化連盟理事長 |
| 大村 秀章 | 愛知県知事、全国知事会文教・スポーツ常任委員会委員長 | 長谷川 冴子 | 一般社団法人全日本合唱連盟理事長 |
| 金崎 良一 | 長崎県長与町教育委員会教育長 | 原 晋 | 青山学院大学陸上競技部監督・地球社会共生学部教授 |
| 河合 純一 | 公益財団法人日本バラスポーツ協会常務理事 | 益子 直美 | 日本スポーツ少年団本部長 |
| ○北山 敦康 | 静岡大学名誉教授、NPO 法人しずおか音楽文化支援協議会理事長 | 水鳥 寿思 | 慶應義塾大学総合政策学部准教授、株式会社 MIZUTORI 代表取締役 |
| 木村 博明 | 富山県朝日町教育委員会教育長 | 森岡 裕策 | 公益財団法人日本スポーツ協会専務理事 |
| 栗山 陽一郎 | TMI 総合法律事務所パートナー弁護士 | 諸橋 寛子 | 一般財団法人 UNITED SPORTS FOUNDATION 代表理事、
公益財団法人諸橋近代美術館評議員 |
| ◎小路 明善 | アサヒグループホールディングス株式会社社長 | 柳沢 和雄 | 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合専務理事、
武庫川女子大学健康・スポーツ科学部スポーツマネジメント学科長・教授 |
| 貞広 斎子 | 千葉大学教育学部教授・副学長 | 渡邊 優子 | NPO 法人希楽々理事長、総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長、
新潟県村上市スポーツ推進委員 |
| 佐藤 嘉晃 | 静岡県掛川市教育委員会教育長 | | |
| 佐野 哲郎 | 新潟県教育委員会教育長（～令和7年3月31日） | | |
| 太田 勇二 | 新潟県教育委員会教育長（令和7年4月1日～） | | |

（五十音順、敬称略、役職は令和7年5月時点）

※「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の下に設置した、「地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ」（主査：友添秀則）及び「地域文化芸術活動ワーキンググループ」（主査：北山敦康）においても議論

2

「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」 委員名簿

◎座長 ○座長代理

- | | |
|--------|---|
| 石川 智雄 | 新潟県長岡市教育委員会学校教育課部活動地域移行室室長 |
| 金崎 良一 | 長崎県長与町教育委員会教育長 |
| 金谷 英信 | 公益財団法人日本スポーツ協会地域スポーツ推進部部長（クラブ担当） |
| ○北山 敦康 | 静岡大学名誉教授、NPO 法人しずおか音楽文化支援協議会理事長 |
| 木村 博明 | 富山県朝日町教育委員会教育長 |
| 日下部 光 | 岐阜県教育委員会体育健康課長 |
| 新宮領 毅 | 公益財団法人日本中学校体育連盟専務理事 |
| ◎友添 秀則 | 環太平洋大学体育学部教授 |
| 野口 由美子 | 全国中学校文化連盟理事長 |
| 松尾 哲矢 | 立教大学スポーツウエルネス学部教授 |
| 渡邊 優子 | 新潟県村上市教育委員会学校教育課部活動地域移行総括コーディネーター、
総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長、NPO 法人希楽々理事、新潟県村上市スポーツ推進委員 |

（五十音順、敬称略、役職は令和7年5月時点）

3

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」
最終とりまとめ（令和7年5月16日）について

改革の
理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出
- 質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築
- 改革の理念等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

次期
改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」(前期)

令和11年度～13年度
「改革実行期間」(後期)

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

費用負担
の在り方

- 地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等を検討
- 公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。国において受益者負担の目安等を示す
- 経済的困窮世帯の生徒への支援は確実に措置。部活動指導員の配置についても一定の範囲で支援

各論

運営団体等の体制整備や指導者確保をはじめとする8項目の個別課題について、具体的な対応策を提示

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等
2. 指導者等の質の保障・量の確保
3. 活動場所の確保
4. 活動場所への移動手段的確保
5. 大会やコンクール運営の在り方
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制整備
8. 障害のある生徒の活動機会の確保

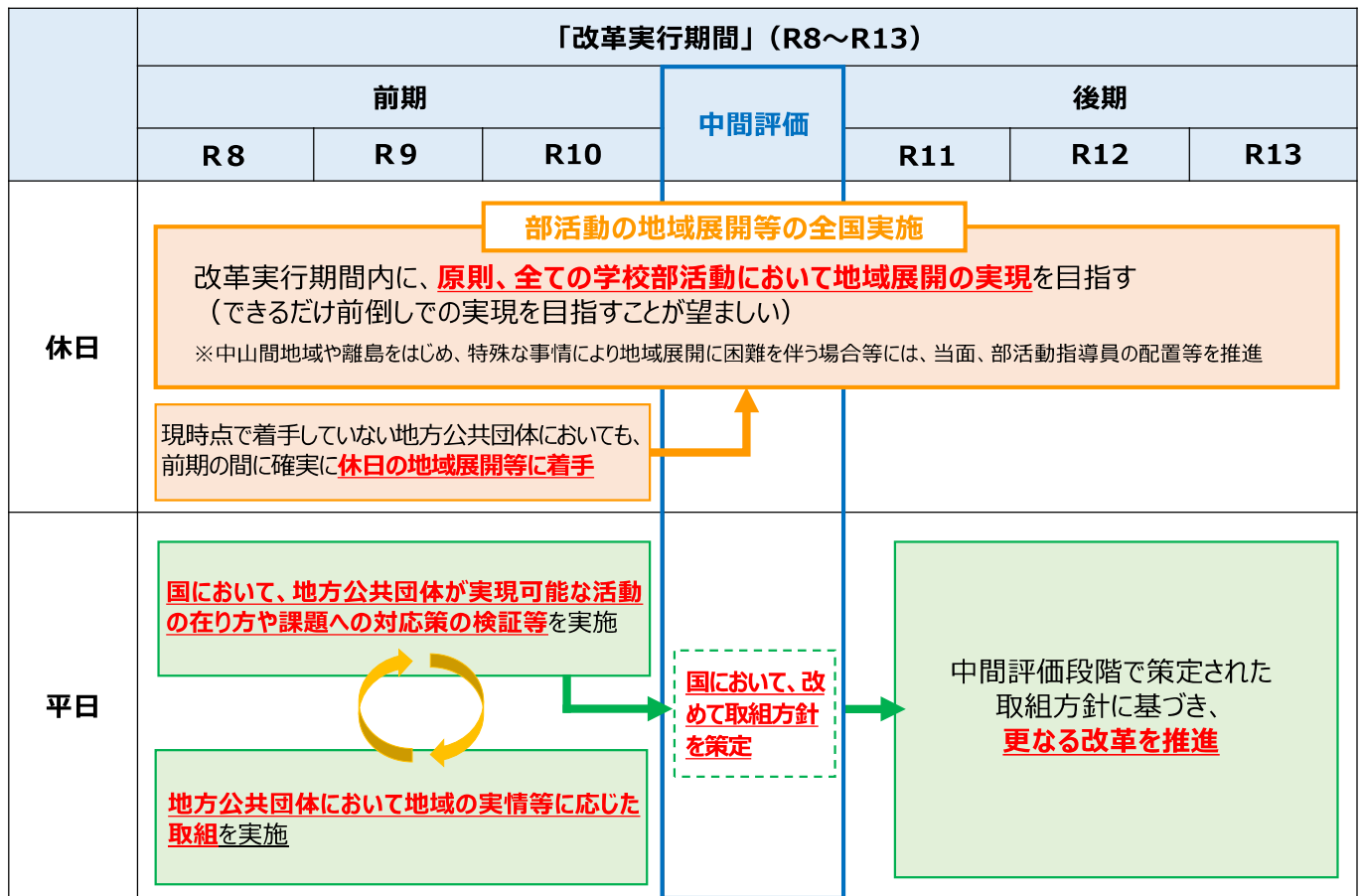


4

地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動**（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による**一貫的な指導** 等

5



部活動の地域展開等の推進における「都道府県」と「市区町村等」の役割

都道府県

- 都道府県は、**広域自治体**として改革に向けた**リーダーシップ**を発揮し、**都道府県全体**としての**改革方針**を示すとともに、**市区町村**に対する**きめ細かな支援**を行う。
- また、一つの市区町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、**地域展開等**に向けた**広域的な基盤づくり**を行う。

<主な役割>

① 推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

- ・都道府県全体での改革推進に向けた体制整備(関係部署の連携強化や専門部署の設置、コーディネーターの配置、関係者協議会や市区町村連絡会の開催等)
- ・都道府県全体としての改革方針を示す推進計画の策定
- ・都道府県内全体への周知・広報

② 市区町村へのきめ細かなサポート

- ・市区町村の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等
- ・複数の市区町村による広域連携の取組に当たった調整

③ 地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

- ・都道府県内の関係団体等、大学、企業との連携体制の構築
- ・指導者確保に向けた仕組みづくり(人材バンク設置、教職員の兼職兼業の取扱いの整理等)
- ・指導者研修や運営・リスク管理研修の実施
- ・大会への円滑な参加の促進

市区町村等

- 市区町村等は、**改革の責任主体**として、**幅広い関係者との連携・協働**の下、地域展開等の円滑な実施に向けて**包括的な企画・調整**を行う。
- 特に、**地域クラブ活動の位置付け**(学校部活動が担ってきた意義の継承・発展+新たな価値の創出)を十分に踏まえ、**豊かで幅広い活動が実現**されるよう、**丁寧に運営団体等への支援や指導助言等**を行う。

<主な役割>

① 推進体制の整備及び方針の策定・周知

- ・推進体制の整備(関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等)
- ・推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- ・生徒のコース把握や保護者・生徒等への周知・広報

② 地域クラブ活動の認定等

- ・地域クラブ活動の認定(指導者登録等を含む)
- ・地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等
- ・生徒・保護者等からの相談窓口の設置

③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- ・指導者/活動場所/移動手段的確保等
- ・学校との連携(活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等)
- ・寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保

※市区町村等が自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある 7

地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担

【実行会議 最終とりまとめ（抜粋）】

「運営団体」…各地域クラブ活動を統括する団体 / 「実施主体」…個別の地域クラブ活動を実際に行う団体

※一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。

運営団体・実施主体の体制等によって**役割分担の在り方は多様**であり、**柔軟に連携・協力**を行うことが重要。

（例）パターン①…運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合 パターン②…運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う場合

パターン③…運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合 パターン④…実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合

※運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分を担うことは共通だが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定

	主な役割	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
<運営・管理>	・運営方針、運営計画の策定	運営団体 実施主体	運営 団体	運営 団体	運営 団体
	・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応				
	・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化				
	・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成				
<活動実施に向けた準備>	・保険加入状況や補償内容の確認	実施 主体	実施 主体	実施 主体	8
	・リスク管理等の研修実施				
	・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理				
	・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込・運営従事				
<活動実施>	・活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者）	実施 主体	実施 主体	実施 主体	8
	・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保				
	・学校との連携・情報共有				
	・入会手続、会費徴収				
<活動実施>	・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等）	実施 主体	実施 主体	実施 主体	8
	・安全確保の取組				
	・ニーズを踏まえた活動の実施				
	・体験会の開催				

地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

- **地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体（市区町村、市区町村以外の団体）や、事故等の原因主体（団体、指導者、生徒）に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。
- **活動場所（市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任主体となり、国家賠償法2条が適用される。

※【 】は賠償制度・保険の取扱い

		(1) 地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2) 活動場所（市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
		① 団体の瑕疵に起因	② 指導者の瑕疵に起因	③ 生徒の瑕疵に起因	
地域 クラブ 活動	運営 主体	市区町村 【国家賠償法1条】	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法1条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法2条】
	市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象）など	指導者（団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
(参考) 学校部活動		市区町村 【国家賠償法1条】 ※災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法1条】 ※同左	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外	

中学校学習指導要領（平成29年告示）における記載 ※高等学校・特別支援学校についても、同様の記載

- 第1章 総則
 第5 学校運営上の留意事項
 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

学習指導要領解説の見直しの概要（R6.12）

（1）学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【総則編】 ※中学校・特別支援学校（中学部）

現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、以下の内容を記載

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
- ② 特に、平日と休日では指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

（2）部活動の現状の位置付けの明確化【総則編】 ※中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの

（3）部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【保健体育編】 ※中学校・高等学校

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を実施
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮

10

部活動の地域展開等に関する法律上の規定

スポーツ基本法（令和7年改正）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～五（略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七（略）

2（略）

体罰等の禁止に関する法律上の規定

学校教育法

第一章 総則

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（平成25年3月13日）

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施しなければならない。
- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。
指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。
- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

スポーツ基本法（令和7年改正後）

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。